



# 島根県報

平成19年 6 月20日 (水)  
号外 第 84 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	( 建 築 住 宅 課 )	1
告 示		
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定	( 建 築 住 宅 課 )	2
訓 令		
建築基準法令取扱手続の一部改正	( 建 築 住 宅 課 )	2

### 公布された条例等のあらまし

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (規則第63号)

#### 1 規則の概要

- (1) 確認申請等の添付図書の省略に係る規定を削除することとした。(第3条関係)
- (2) 中間検査手数料の減額を受けようとする者が原則として提出しなければならない書類等について規定することとした。(第8条関係)
- (3) 特殊建築物の定期報告に係る添付図書について、添付を除外する図書から尿尿浄化槽の見取図を削除することとした。(第9条第2項関係)
- (4) 特殊建築物の定期報告に係る報告書の保存期間を5年とすることとした。(第9条第5項関係)
- (5) 建築設備等の定期検査に係る報告書の保存期間を3年とすることとした。(第10条第3項関係)
- (6) 建築物の許可申請書の副本の提出部数を5部とすることとした。(第14条第3項関係)
- (7) 工作物の許可申請書の副本の提出部数を5部とすることとした。(第19条の3第3項関係)
- (8) 申請書等の経由規定を削除することとした。(第21条第3項関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第63号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則 (昭和48年島根県規則第75号) の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第8条本文中「又は完了検査の申請に係る手数料」を「、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料

料」に、「又は完了検査申請書」を「、完了検査申請書又は中間検査申請書」に改め、同条ただし書中「完了検査の申請」の次に「又は中間検査の申請」を加える。

第9条第2項中「及び尿尿浄化槽の見取図」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。

第10条に次の1項を加える。

3 第1項の知事が指定する建築設備又は工作物に係る省令第6条の3第2項第8号の報告書についての同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。

第14条第3項及び第19条の3第3項中「副本3通」を「副本5通」に改める。

第21条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

平成19年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称 及 び 住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号	平成19年6月20日

訓 令

島根県訓令第9号

土 木 部  
隠 岐 支 庁  
県土整備事務所

建築基準法令取扱手続（昭和33年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「第87条の2第1項」を「第87条の2」に、「以下同じ。）の規定による確認及び法第7条第4項（法第87条の2第1項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「）の規定による確認並びに法第7条第4項（法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び法第7条の3第4項（法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

第4条第1項中「第6条第1項」を「第6条第4項」に、「及び法第7条第5項の規定により検査済証を交付した件数（法第7条の3により特定工程として指定した場合は、中間検査合格証を交付した件数も含む。）」を「、法第7条第5項の規定により検査済証を交付した件数及び法第7条の3第5項の規定により中間検査合格証を交付した件数」に改め、同条第2項中「及び同条第7項の規定により交付した検査済証」を「、同条第16項の規定により交付した検査済証及び同

条第19項の規定により交付した中間検査合格証」に改める。

第 8 条第 7 号中「処分」を「処分学」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年 6 月20日から施行する。

